

# 伊丹市総合計画審議会規則

(平成元年 3 月 28 日規則第 9 号)

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年伊丹市条例第 44 号）第 2 条の規定に基づき、伊丹市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市内の公共的団体等の代表者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

## (会長および副会長)

第 4 条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指命する。

3 部会に部会長および副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

## (意見の聴取等)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または説明もしくは資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総合政策部政策室において処理する。

## (細則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

## 付 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 41 号抄）

## (施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則（平成 18 年 3 月 30 日規則第 20 号）**

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則（平成 30 年 6 月 11 日規則第 31 号）**

この規則は、公布の日から施行する。